関係各位

令 和 ３ 年 ６ 月 ２ １ 日
原子力損害賠償・廃炉等支援機構

令和３年６月２１日以降の業務体制について（お知らせ）

日頃より、当機構の運営にご理解、ご協力いただきまして、誠にありがとうございます。

この度、政府より東京都に対する新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が解除されるとともに、東京都２３区等に対して、同法に基づくまん延防止等重点措置が適用されました。

当機構では、下記のとおり６月２１日（月）以降も引き続き、在宅勤務を積極的に活用した業務体制をとることといたします。

つきましては、当機構の担当者あてに電話連絡を頂いても、担当者が在宅勤務の場合には、直ちに対応できない可能性がございますので、ご面倒をおかけいたしますが、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、４月２３日以降の緊急事態宣言期間中における当機構東京本部職員の出勤率は、おおむね３割程度となっております。

記

●実 施 期 間：令和３年６月２１日（月）から当該まん延防止等重点措置の適用が終了するまでの間

●対　　象：機構全職員（一部職員を除く）

●緊急連絡先：kiko-daihyo@ndf.go.jp（機構代表）